

令和5年度 障害者虐待防止

(1) 障害者虐待防止・障害者差別解消事業実績

【目的】

・ 障害者虐待防止事業

障害者の虐待防止、養護者に対する支援や権利擁護に関する課題等について、情報提供や関係機関等の連携を図るとともに、課題解決に向けて専門的に検討し、障害者等への支援体制の整備を図る。

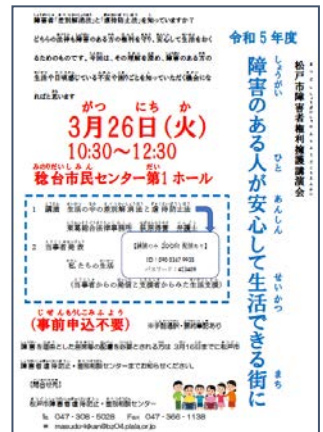
・ 障害者差別解消事業


障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。

【事業実績】

虐待防止				差別解消	事業実施内容
予防	早期発見	早期対応	再発防止		
○	○	○	○	○	<p>【障害者虐待防止・差別解消啓発活動予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松戸市ホームページへ掲載 ・ パンフレットの随時作成及び配布 ・ 差別解消法普及啓発用チラシの配布 <p>新たに民間事業所向けに障害者差別・使用者虐待防止の広報チラシを作成し、啓発活動を行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(表面) (裏面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー講座の実績 5件/年
○	○	○	○	○	<p>【従事者向け研修会（虐待防止・差別解消）開催】</p> <p>日 時：令和5年11月29日（水） 10：00～12：30</p> <p>開催方法：会場とオンラインの併用形式（会場：松戸市民会館 301 会議室）</p> <p>目 的：令和4年度から「虐待防止委員会」の設置が義務化されたことに焦点を当て、委員会の役割等への理解を深め、事業所間で活動状況や課題を共有することで、活動に活かしていただく。</p> <p>対 象 者：市内に所在する障害福祉サービス事業所の職員</p>

				<p>内 容：「松戸市における障害者虐待について」 「障害者虐待防止委員会の運営について」 「グループワーク」</p> <p>講 師：市内事業所施設長・管理者、障害者虐待防止センター、障害福祉課職員</p> <p>参 加 者：43 事業所 76 名（内会場参加者 25 名）</p>												
				<p>【市職員向け研修会（差別解消）開催】</p> <p>日 時：令和 5 年 11 月 7 日</p> <p>会 場：松戸市民劇場ホール</p> <p>目 的：日々市民の方々と接する事の多い市役所職員が差別解消について学ぶことで職員の対応の質の向上を目指す。</p> <p>○ 対 象 者：松戸市役所職員（令和 5 年度新規採用職員全員及び各所属新規採用職員以外の職員 1 名）</p> <p>内 容：「障害者差別解消法の概要と事例について」</p> <p>講 師：東葛総合法律事務所 弁護士 萩原 得誉氏</p> <p>参 加 者：223 名（書面開催 17 名）</p>												
○	○	○	○	<p>【市民向け講演会（虐待防止・差別解消）開催】</p> <p>日 時：令和 6 年 3 月 26 日</p> <p>開催方法：会場とオンラインの併用形式（会場：稔台市民センター第 1 ホール）</p> <p>目 的：松戸市が「誰もが安心して生活できる街」になるようために、障害者差別解消法についての解説を講師からしていただき、市民の方々に「障害の理解」と日常生活における配慮」について理解を深める。また、障害当事者から「日常の生活の様子」や「生活する上での不安等」について発表していただき、生活者としての障害者について理解していただく場にする。</p> <p>内 容：「生活の中の差別解消法と虐待防止法 について」 「当事者発表 私たちの生活」</p> <p>講 師：東葛総合法律事務所 弁護士 萩原 得誉氏</p> <p>参 加 者：48 名（内オンライン参加者 8 名）</p>												
		○	○	<p>【障害者虐待・障害者差別相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内における虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待の通報及び障害を理由とする差別に関する相談に対応する。 ・通報、相談窓口は障害者虐待防止・障害者差別相談センターが中心となる。 <table border="0"> <tr> <td>養護者虐待</td> <td>相談・通報件数</td> <td>61 件</td> </tr> <tr> <td>施設従事者等虐待</td> <td>相談・通報件数</td> <td>29 件</td> </tr> <tr> <td>使用者虐待</td> <td>相談・通報件数</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>差別</td> <td>相談件数</td> <td>2 件</td> </tr> </table>	養護者虐待	相談・通報件数	61 件	施設従事者等虐待	相談・通報件数	29 件	使用者虐待	相談・通報件数	3 件	差別	相談件数	2 件
養護者虐待	相談・通報件数	61 件														
施設従事者等虐待	相談・通報件数	29 件														
使用者虐待	相談・通報件数	3 件														
差別	相談件数	2 件														



○	○	○	○	<p>【権利擁護マニュアル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法・障害者差別解消法施設従事者向け権利擁護マニュアルを施設訪問時に随時配布 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">学ぼう障害者差別解消法</p> <p style="font-size: small;">目次</p> <p style="font-size: x-small;">第1章 「障害者差別解消法」って？？……………1</p> <p style="font-size: x-small;">第2章 障害を理由とした差別とは……………4</p> <p style="font-size: x-small;">第3章 もっと知りたい障害者差別解消法……………7</p> <p style="font-size: x-small;">第4章 どこに相談したらいいの？相談したらどうなるの？…9</p> <p style="font-size: x-small;">第5章 事業所で起こりうる障害者差別……………11</p> <p style="font-size: x-small;">第6章 おさらい障害者差別解消法……………14</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">障害者虐待の防止に向けて ～ 従事者向け手引き ～</p> <p style="font-size: x-small;">児童（児童発達支援・放課後等デイサービス等）編</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">（差別） （児童編・入所編・訪問編・就労編の4種）</p>
○	○	○	○	<p>【障害者虐待防止研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度第1回障害者虐待防止・権利擁護研修（市町村職員） ・ 令和5年度第1回東葛市町村障害者虐待防止担当者連絡会 ・ 令和5年度第2回障害者虐待防止・権利擁護研修（市町村職員）

（2）障害者虐待防止・障害者差別解消に係る会議等開催状況

（ア）松戸市虐待防止ネットワーク全体会 2回/年

- ・ 松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業報告について
- ・ 松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業計画について
- ・ 松戸市虐待防止条例について など

（イ）松戸市虐待防止ネットワーク担当者会議 6回/年

- ・ 従事者向け研修会、市民向け講演会、職員向け研修会について
- ・ 障害者虐待通報事例の現状及び対応報告、検証
- ・ 障害者差別通報事例の現状及び対応報告、検証 など

養護者虐待通報受理状況

1) 虐待の相談・通報受理件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	36	63	53	62	61

2) 事実確認の結果、虐待を受けたと判断した件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
件数	13	36.1%	8	12.7%	2	3.8%	14	22.6%	14	23.0%

3) 虐待の種別・類型(※重複あり)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実人数(人)	13		8		2		14		14	
① 身体的虐待	8	61.5%	3	37.5%	2	100.0%	7	50.0%	9	64.3%
② 性的虐待	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%
③ 心理的虐待	3	23.1%	2	25.0%	0	0.0%	6	42.9%	7	50.0%
④ 放棄、放置(ネグレクト)	1	7.7%	3	37.5%	2	100.0%	4	28.6%	1	7.1%
⑤ 経済的虐待	1	7.7%	1	12.5%	0	0.0%	1	7.1%	2	14.3%

施設従事者等虐待通報受理状況 → 指導監査課より報告

使用者虐待通報受理状況

1) 虐待の相談・通報受理件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2	3	5	11	3

2) 事実確認の結果、虐待を受けたと判断した件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
件数	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	2	18.2%	0	0.0%

3) 虐待の種別・類型(※重複あり)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実人数(人)	0		0		1		3		0	
① 身体的虐待	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	1	33.3%	0	0.0%
② 性的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
③ 心理的虐待	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
④ 放棄、放置(ネグレクト)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑤ 経済的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

令和5年度 障害者虐待防止事業・障害者差別解消事業の評価

(1) 障害者虐待防止事業・障害者差別解消事業の課題への取り組みと評価

		課題	取組内容	評価
1	予防・早期発見	虐待の予防、早期発見のできる環境を整える。	<p>○市民が通報しやすいよう、パンフレットの配布、SNSの活用、市民向け講演会等にて普及啓発をおこなっていく。</p> <p>○権利擁護マニュアルの活用や研修会の開催を通じて、施設従事者に対する障害者虐待防止法の理解を促していく。</p> <p>○障害者虐待防止についての正しい理解を深めるために、「障害者の権利擁護について」のパートナー講座を新規で実施するとともに、権利擁護マニュアルも活用する。</p>	<p>○障害福祉課や虐待防止・差別相談センター、基幹相談支援センターの窓口にはパンフレットを置き、啓発活動を行った。</p> <p>使用者による虐待通報数、差別に関する相談は減少となったが、どちらも潜在的には対応が必要な案件があると思われるため、更なる啓発活動を行う必要がある。</p> <p>○事業所訪問時に、当該事業所の種別ごとに権利擁護マニュアル(訪問編、児童編、入所編、就労編)を随時配布する事で、法の周知・啓発活動を行った。</p> <p>今後は事業所内での活用状況、また、活用のしやすさ、しにくさ等をアンケート等により確認し、権利擁護マニュアルの改定に活かしていく必要がある。</p> <p>○従事者向け研修会の参加者の意見として、「定期的な研修の開催」、「メンタルヘルスのための研修を希望」、「小規模事業所としての対応方法」等があった。虐待についての正しい理解のみならず、「予防」の視点についても更に取り入れ、研修を実施していく必要がある。</p> <p>○「障害者の権利擁護について」のパートナー講座を5件実施したが、市民からの通報や相談が増えたとは言えない状況である。市民の方に権利擁護を正しく理解していただくことで、地域の目を育てる必要があるため、継続して多くの方に実施をしていく必要がある。</p>

		課題	取組内容	評価
2	対応	基幹相談支援センターと連携し、虐待や差別について、早期終結できるよう対応を進める。	○通報受理後は基幹相談支援センターと密に連携しながら、迅速に安全確認と事実確認を実施後、虐待・差別の解決に係る課題を明確にし、支援を行う。そのための書式も作成する。	<p>○通報受理時は、速やかに警察や関係機関に情報収集し、緊急性の確認、支援方針を確認する初動会議を実施できた。その後、各基幹相談支援センターと連携し迅速に対応を行えた。しかし養護者と面談できないケースが増加しており、そのようなケースについてどのように対応するか検討する必要がある。</p> <p>○令和5年6月より障害者虐待に係る相談・通報・届出受付、初動会議、アセスメント要約、虐待の判断や対応方針、支援経過、終結の判断についての書式を改訂。これにより、迅速に安全確認や事実確認の実施ができ、虐待・差別の解決に係る課題を明確にしたうえで支援を行うことができた。</p> <p>○障害者差別の相談件数は2件。 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の松戸圏域広域専門指導員や基幹相談支援センターと連携しつつ、事実確認および調整活動を行った。</p>

		課題	取組内容	評価
3	資 質 向 上	障害福祉課・基幹 相談支援センター 職員の対応力を底 上げする。	<p>○コア会議や虐待防止ネット ワーク担当者会議にて、 虐待や差別のケース共有及 び対応の検討や評価、支援 実施の振り返りを行い、実 際に対応を行う職員のスキ ル向上を行う。</p> <p>○障害福祉課にて虐待対応 に係る職員について、コア 会議前の事前会議を行い、 支援経過や課題の整理を 行う。</p> <p>○ケースワーカー勉強会を 開催し、資質向上に努め る。</p>	<p>○コア会議や虐待防止ネッ トワーク担当者会議にて、 対応の検討や評価、支援実 施の振り返りを行い支援 に繋げた。 しかし早期終結出来ない 事案もあり、どのような事 案が早期終結出来ないの かを把握し、今後の支援に 繋げる必要がある。</p> <p>○障害福祉課にて、コア会議 前に事前会議を必ず行う ことで、担当職員だけでな く複数の職員で支援方針、 課題抽出を行っており、ケ ースワーカー個人では気 が付かない視点を学び、支 援に活かす事ができた。</p> <p>○圏域ごとに基幹相談支援 センター職員及び障害福 祉課ケースワーカーで対 応中のケースについて随 時情報共有を行い、支援方 針の検討を行った。</p> <p>○県主催の障害者虐待防止・ 権利擁護研修や東葛市町 村障害者虐待担当者連絡 会に参加し、県や他市の虐 待防止対策の共有、事例の 検討を行った。</p>

		課題	取組内容	評価
4	再発防止	施設従事者に係る虐待防止や再発防止のための対応を行う。	<p>○市内、市外の事業所訪問時に、権利擁護マニュアルを配布するとともに、各研修会でも用いるなど、施設従事者の虐待防止や支援力向上に向け、後方支援を行う。</p> <p>○多くの施設従事者が研修を受講できるように、研修内容をオンデマンド配信する。</p> <p>○障害者虐待防止についての正しい理解を深めるために、「障害者の権利擁護について」のパートナー講座を新規で実施するとともに、権利擁護マニュアルも活用する。</p>	<p>○事業所訪問時に、当該事業所の種別ごとに権利擁護マニュアル（訪問編、児童編、入所編、就労編）を随時配布する事で、法の周知・啓発活動を行った。今後は、事業所内での活用状況、また活用のしやすさ、しにくさ等を権利擁護マニュアル改定の際にアンケート等で確認していく必要がある。</p> <p>○過去の研修動画等をオンデマンド配信出来るよう、令和5年12月に本市ホームページを改訂した。今後も従事者向け研修については可能な範囲でホームページ上に公開し、当日研修参加出来なかった事業所の方も後日学んで頂けるよう検討する。</p> <p>○障害福祉サービス事業所からのパートナー講座の依頼は0件だった。事業所に対する講座の周知を更に進めていく必要がある。</p>

		課題	取組内容	評価
5	差別解消	障害者差別解消法の周知・啓発を継続して行う。	<p>○令和3年に障害者差別解消法の改正があり、令和6年4月1日から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されているため、民間事業者への訪問時に、リーフレットや権利擁護マニュアルを配布するとともに、各講演会や研修会での周知活動を通じて、市民や施設従事者、市職員に障害者差別解消法を周知し、差別解消に向けた啓発を行う。</p> <p>○障害者虐待防止についての正しい理解を深めるために、「障害者の権利擁護について」のパートナー講座を新規で実施するとともに、権利擁護マニュアルも活用する。</p>	<p>○障害者差別解消法の改正に係る「民間事業者の合理的配慮の提供の義務化」および「使用者による障害者虐待防止」について周知・啓発を図るためリーフレットを2,000部新規に作成。令和5年10月に市内の就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所、商工会議所、ハローワーク、ビックハート等にリーフレットを配布し同法の周知・啓発を行った。</p> <p>○市職員向け研修会（障害者差別）を実施し、会場206名、書面開催17名の合計223名の参加があった。障害者差別解消法の理解、市職員対応要領についてはほとんどの方が「理解できた」とアンケートに回答。具体的な事例を知りたいとの意見が複数あったため、次年度の開催に活かしていく。</p> <p>○「障害者の権利擁護について」のパートナー講座を5件実施したが、市民からの通報や相談が増えたとは言えない状況である。市民の方に権利擁護を正しく理解していただくことで、地域の目を育てる必要はあるため、継続して多くの方に実施をしていく必要がある。</p>
6	要因分析	虐待防止に向けて、要因分析を行う。	○虐待の要因分析を今後実施していくために、要因の項目出しや今後の分析方法について検討していく。	○虐待の要因分析に係る項目出しについて検討を行い、虐待防止ネットワーク担当者会議に諮り意見を頂き、クロス集計に基づく要因分析を開始する目途が立った。